

## 板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案の パブリックコメントの実施について

区では、平成 23 年 3 月 23 日に板橋区景観条例の施行を経て、同年 8 月 22 日に板橋区景観計画を策定している。これらの条例・計画に基づき建築物の建築などの際には、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められる。

これらの基準のうち、「色彩」については、板橋区景観審議会及び同部会での審議結果を踏まえた基準の一部変更を行うにあたり、パブリックコメントを実施する。

### 1 色彩に関する基準の一部変更案の概要

景観計画の景観形成基準のうち、色彩に関する基準の一部を変更し、現在の「外壁基本色<sup>※1</sup>」、「強調色<sup>※2</sup>」のほかに新たに、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出する色彩として、「アクセント色<sup>※3</sup>」を追加する。

- ※1 外壁基本色：外壁各面の 4/5 は、外壁基本色の基準に適合した色彩とする。
- ※2 強調色：外壁に表情を付ける場合などは、外壁各面の 1/5 について、強調色の基準に適合した色彩とする。
- ※3 アクセント色：強調色のほかに外壁にアクセントをつける場合は、外壁各面の 12m（または 10m）以下の部分の 1/20 に限って、アクセント色の基準に適合した色彩とする。また、強調色とアクセント色の総量は外壁各面の 1/5 以下とする。

### 2 今後のスケジュール（予定）

- ・パブリックコメントの実施 : 令和 2 年 4 月 20 日～5 月 22 日
- ・都市計画審議会の意見聴取 : 令和 2 年 9 月 2 日
- ・景観審議会部会への報告 : 令和 2 年 12 月 23 日
- ・景観審議会への諮問・答申 : 令和 3 年 3 月 8 日
- ・景観計画変更 : 令和 3 年 3 月

### 3 パブリックコメント実施資料

別紙のとおり

#### (参考)

- ・平成 23 年 8 月 景観計画策定
- ・平成 26 年 1 月 景観計画変更  
(景観形成重点地区「加賀一・二丁目地区」の指定)
- ・平成 26 年 8 月 景観計画変更  
(景観形成重点地区「常盤台一丁目・二丁目地区」の指定)

## 「板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案」に対する ご意見をお寄せください

区では、平成23年3月23日に板橋区景観条例の施行を経て、同年8月22日に板橋区景観計画を策定しました。これらの条例・計画に基づき建築物の建築などの際には、「配置」、「高さ・規模」、「形態・意匠・色彩」、「公開空地・外構・緑化」、「駐車場などの付属物」からなる景観計画の景観形成基準を満たすことが求められます。

これらの基準のうち、色彩に関しては「外壁基本色」と「強調色」が定められており、使用できる色彩の範囲が数値によって定められています。今回、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情や賑わいを演出することを目的として、新たに使用可能となる色彩として「アクセント色」を追加することについて、景観計画の色彩に関する基準の一部変更を行います。

このたび、板橋区景観計画の色彩に関する基準の一部変更案がまとまりましたので、この内容について、区民の皆様のご意見を募集いたします。

### 1 ご意見の提出方法及び提出先

#### (1) 募集期間

令和2年4月20日（金）～5月22日（金）

#### (2) 対象者

区内在住・在勤・在学の方、区内事業者、区内で活動する個人・団体等

#### (3) 閲覧場所

都市計画課（板橋区役所本庁舎北館5階⑮窓口）、区政情報課（本庁舎1階⑦窓口）、各区立図書館、板橋区ホームページ

#### (4) 提出方法

①住所、②氏名（ふりがな）、③法人・各種団体の場合はその所在地・代表者氏名、④在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地、⑤区内で活動する団体などは活動内容、⑥変更案に対する意見を記載のうえ（任意の用紙・形式）、直接、郵送、ファックス、電子メール、ホームページにより回答

※提出されたご意見に個別の回答は行いません。ご意見に対する区の考え方は、後日、ホームページで公表します。

※住所、電話番号、通学先、勤務先、氏名、法人・団体名は公表しません。

※変更案と関係しないご意見については公表しません。

※結果公表の際には、分類の都合上、いただいたご意見を分割して掲載する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、上記内容が変更になる場合があります。

**(5) 提出先**

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所都市整備部都市計画課都市景観担当

電話：03-3579-2549

FAX：03-3579-5436

Eメール：[t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp)

**2 変更スケジュール（予定）**

- ・パブリックコメントの実施：令和2年4月20日（月）～5月22日（金）
- ・景観計画変更：令和3年3月